

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】令和1年6月27日(2019.6.27)

【公開番号】特開2019-6244(P2019-6244A)

【公開日】平成31年1月17日(2019.1.17)

【年通号数】公開・登録公報2019-002

【出願番号】特願2017-123468(P2017-123468)

【国際特許分類】

B 6 2 M 6/45 (2010.01)

B 6 2 J 99/00 (2009.01)

【F I】

B 6 2 M	6/45	
---------	------	--

B 6 2 J	99/00	J
---------	-------	---

B 6 2 J	99/00	B
---------	-------	---

B 6 2 J	99/00	K
---------	-------	---

【手続補正書】

【提出日】令和1年5月22日(2019.5.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項17

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項17】

前記制御部は、前記コンポーネントが前記自転車に取り付けられている状態で、前記第1検出部によって、第3期間以上にわたり人間が前記自転車から離れていることを検出するか、または、前記第1検出部が前記第3期間以上にわたり人間の存在を検出しないと、前記報知部に前記コンポーネントの取り付け状態に関する情報を報知させる、請求項16に記載の自転車用制御装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0022

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0022】

前記第16側面に従う第17側面の自転車用制御装置において、前記制御部は、前記コンポーネントが前記自転車に取り付けられている状態で、前記第1検出部によって、第3期間以上にわたり人間が前記自転車から離れていることを検出するか、または、前記第1検出部が前記第3期間以上にわたり人間の存在を検出しないと、前記報知部に前記コンポーネントの取り付け状態に関する情報を報知させる。

上記第17側面に従えば、ユーザが自転車から第3期間以上にわたり離れている場合に、コンポーネントの取り付け状態を把握することができる。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0079

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0079】

制御部62は、第2検出部84がユーザの自転車10に対する操作を検出したと判定す

るまで、ステップ S 3 1 の処理を繰り返す。制御部 6 2 は、第 2 検出部 8 4 がユーザの自転車 1 0 に対する操作を検出したと判定した場合、ステップ S 1 6 に移行し、制御状態 A を第 1 制御状態 A 1 に切り替えて処理を終了する。 第 2 実施形態の自転車用制御装置 6 0 A によれば、第 1 実施形態の自転車用制御装置 6 0 に準じた効果を得られる。

【手続補正 4】

【補正対象書類名】図面

【補正対象項目名】図 8

【補正方法】変更

【補正の内容】

【図 8】

